

人吉市ケアプランデータ連携活用促進事業補助金交付要項
(趣旨)

第1条 この要項は、熊本県が実施する熊本県ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金(令和7年度国補正予算分)交付要領により、ケアプランデータ連携活用促進事業を実施する者に対し補助金を交付することに関して、人吉市補助金交付規則(昭和46年12月4日規則第15号)及び人吉市補助金等交付要項(平成24年3月26日告示第18号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 高齢化の進展により介護サービスの需要が高まる一方で、生産年齢人口の減少により、介護人材の確保が更に困難になることが見込まれる中、介護現場における業務効率化の推進が求められている。こうした状況を踏まえ、地域においてケアプラン等のデータ連携が可能となる「ケアプランデータ連携システム」の導入促進を図り、介護事業者の業務負担を軽減するとともに、介護現場の生産性向上の取組を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケアプランデータ連携活用促進事業 ケアプランデータ連携システムを導入し、業務改善効果の報告を行う事業をいう。
- (2) 介護事業所等 介護保険法(平成9年法律第123号)による指定又は許可を受けて、介護サービスを提供する「ケアプランデータ連携標準仕様」の対象となる事業所であって、市内に所在するものをいう。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する介護事業所等を運営する者とする。

- (1) ケアプランデータ連携システムによるデータ連携を行う体制を構築すること。
- (2) 申請日時点において、廃止又は休止していないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に定める暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)でないこと。また、暴力団等と密接な関係にある者でないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で補助する。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 人吉市ケアプランデータ連携活用促進事業補助金交付申請書及び事業計画書

(2) 収支予算書

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、人吉市ケアプランデータ連携活用促進事業補助金交付決定通知により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後30日以内又は別に定める日までのいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 人吉市ケアプランデータ連携活用促進事業補助金実績報告書

(2) 支出を証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告が提出された場合、補助金の額を確定し、人吉市ケアプランデータ連携活用促進事業補助金交付確定通知書により通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第10条 市長は、申請者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(証拠書類の保管期間)

第11条 申請者は、補助金に係る支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該支出に係る証拠書類について、補助金を受領した年の翌年度から5年間保管しなければならない。

(業務改善効果の報告)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助を受けた翌年度から3年間、業務改善効果報告書を作成し、市長が定める期限までに提出するもの

とする。

(その他)

第 1 3 条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

別表（第5条関係）

1 補助対象経費	2 基準額
(1) ケアプランデータ連携標準仕様に対応した介護ソフト、P C等のケアプランデータ連携システムの利用に必要な経費（対象となる介護ソフト等については、原則として、令和8年度（2026年度）熊本県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要項で定める機器を対象とする。） (2) 介護事業所の生産性向上を支援する業務コンサルタントの活用に必要な経費 〈留意事項〉 ・情報端末（P C又はタブレット端末）1台当たりの補助上限額は10万円とする。 ・原則として、事業実施期間中に実施した内容に係る経費であって、当該期間中に支出したもののみを対象とする。 ・次に掲げる経費は、補助対象外とする。 - ア 本事業の実施前にケアプランデータ連携システムを導入した介護事業所に係る上記(1)の経費 - イ 他の補助制度等により補助を受けた、又は受ける予定の経費	1 事業所当たりの補助上限額は20万円とする。